

入れ墨（タトゥー）を入れないで！

入れ墨を入れてしまった人は、こんな後悔をしています

就職できない！

仕事やアルバイトをしたくても、入れ墨を理由に断られてしまいます。

施設に入れない！

プールや温泉など様々な施設で、入れ墨を理由に入場を禁止しています。

病気になる危険も！

施術に使用する針の消毒が不十分な場合、C型肝炎などの感染症にかかることがあります。

入れ墨は、簡単に消すことができません

入れ墨を消すために、皮膚をレーザーで焼いたり、皮膚を切除して縫い合わせたりすることはできますが、入れた時よりもはるかに高い費用と時間がかかります。

しかも、焼いた跡や縫い合わせた跡は残ってしまいます。



埼玉県マスコット「コバトン」

入れ墨は条例で禁止されました

青少年に入れ墨を入れたり、入れさせたり、あっせんしたりすることは埼玉県青少年健全育成条例で禁止されました。

（平成25年2月1日～）

違反者には罰金刑（50万円以下）が科せられます。



（お問合せ先）埼玉県県民生活部青少年課

電話 048-830-2904 / FAX 048-830-4754

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei/>

埼玉県青少年健全育成条例

検索